

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市芹が谷地域ケアプラザ居宅介護支援事業所
所在地	横浜市港南区芹が谷 2 - 1 6 - 1 2
事業者指定番号	神奈川県 1 4 7 3 1 0 1 7 4 7 号
代表者・連絡先	所 長 岸 田 太 郎 電話 0 4 5 (8 2 8) 5 1 8 1
サービス提供地域	横浜市港南区・戸塚区・南区・保土ヶ谷区・泉区
併設サービス事業所	地域包括支援センター、介護予防支援事業所

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人 員
管理者 (介護支援専門員)	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	4 名 (常勤専従) 2 名 (非常勤兼務)

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日～土曜日 (日曜日・祝祭日、12月29日～1月3日を除く)	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0

業務時間外での緊急なご相談等がある場合は、介護支援専門員が対応致します。

(連絡先：携帯電話 080-8422-1105)

4 サービス内容

- (1) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供します。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- (5) 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画といたします。
- (6) 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をします。
- (7) 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付します。
- (8) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。



- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）します。モニタリングの結果についてはその都度記録いたします。
- (10) 介護保険申請等に関わる支援を行い、必要時においては市区への連絡・調整等をいたします。

5 サービス利用に関わる費用

(1) 利用料

- ① 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は厚生労働省大臣が定める基準によるものとします。介護保険料をお支払いしている方は、介護保険制度から法定代理受領サービス(指定居宅介護支援事業所が利用者に代わって保険給付を受ける方法)で全額給付されるので利用者負担はありません。
- ② 保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業者を支払われないことがあります。この場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額をご利用者より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます（後日、ご利用者から市町村の口に、このサービス提供証明書をご提示されますと払い戻されます）。

(2) 利用料・加算

① 居宅介護支援費

居宅介護支援費(I)(i)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1～44名(予防1/3)	要介護 1・2	1086単位
		要介護 3・4・5	1411単位

② 特定事業所加算（1ヶ月）

	I	II	III	IV
算定要件	519 単位	421 単位	323 単位	114 単位
①常勤の主任介護支援専門員を配置（兼務可）	2名 以上	1名 以上	1名 以上	1名 以上
②常勤の介護支援専門員を配置（兼務可）	3名 以上	3名 以上	2名 以上	常勤 非常勤 各1名 以上
③会議の定期開催（概ね週1回）＋記録5年保存 ・現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方針 ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ・保健医療及び福祉に関する諸制度 ・ケアマネジメントに関する技術 ・利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 ・その他必要な事項	○			
④24時間連絡体制の確保	○			連携可
⑤要介護3－5の割合が40／100以上	○	×		
⑥研修の実施＋記録5年保存 計画（事業所／介護支援専門員個別目標／内容／期間／実施 時期）を前年度に作成	○			
⑦地域包括支援センターと連携 支援困難事例を紹介された場合に対応	○			

⑧高齢者以外の支援に関する知識（ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等）の事例検討会、研修会等に参加	○	
⑨特定事業所集中減算の適用を受けていない	○	
⑩介護支援専門員 1 人あたり 4 4 名まで	○	
⑪介護支援専門員実務研修（実習）に協力 協力体制を確保	○	連携可
⑫他法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施	○	連携可
⑬生活支援（保険外、インフォーマル）サービスを含む居宅サービス計画を作成	○	

加算について

初回加算	初回、介護度が 2 区分以上変更、過去 2 ヶ月保険請求なく再度アセスメントを行いサービスを利用する場合に評価。退院、退所加算との併給不可	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院日以前、入院日に情報を提供 ※営業時間終了後、休業日に入院した場合、入院日の翌日を含む	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院翌日・翌々日に情報を提供 ※営業時間終了後に入院、入院日から 3 日目が休業日の場合、その翌日を含む	200 単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	情報連携 1 回	450 単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	カンファレンスによる情報連携 1 回	600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	情報提供 2 回	600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	情報提供 2 回 （うちカンファレンスによる情報連携 1 回）	750 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	情報提供 3 回 （うちカンファレンスによる情報連携 1 回）	900 単位
通院時情報連携加算	病院診療所の医師歯科医師の受診時に介護支援専門員が同席し医師歯科医師などに利用者の心身の状況や生活環境などの情報提供を行い医師歯科医師などから必要な情報の提供を受けた上で記録した場合 月 1 回を限度に評価する加算	50 単位 月 1 回上限
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院診療所の求めにより医師か看護師と同行し利用者宅を訪問利用者の居宅でカンファレンスを実施サービス調整記録した場合に評価する加算（結果的にサービス未調整でも加算算定は可能）	200 単位 月 2 回上限
緊急時ターミナルケアマネジメント加算	市町村に届出を行った事業所が終末期の医療やケアの方針に関する利用者か家族の意向移行を把握した上で在宅で死亡死亡日前 14 日間に 2 日以上訪問記録主治医やサービス事業者への情報提供を評価する加算対象疾患を限定しない	400 単位

(3) 解約料

利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調整、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域（港南区、戸塚区、南区、保土ヶ谷区、泉区）を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収します。

① 通常の事業の実施地域を越えた所から、交通費は実費分を徴収します。

② 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることといたします。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行うものとします。
- (2) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明いたします。

- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場に立って居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。

また、利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催いたします。

- (4) 当居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、当居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）について別紙にて説明致します。

また、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

①前期（3月1日から8月末日）

②後期（9月1日から2月末日）

- (5) 事業にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、そのほかの地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように十分配慮いたします。

- (6) 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 階層別研修 6ヶ月に1回

③ 専門別部会の実施 6ヶ月に1回

- (7) 横浜市指定管理者第三者評価制度受託実施月：令和4年12月

評価機関業者：株式会社ソートフル

- (8) 契約者及び後見人並びに家族等が当事業所や当事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当事業者はその理由を記載した文書により、この契約を解除する事ができます。

＊サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為

7 秘密保持

- (1) 事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等と連携します。

9 医療と介護の連携強化

急な体調の変化で、ご入院なさった時に『担当ケアマネジャーの氏名等』を入院先医療機関に提供するようにお願いします。

10 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡をお願いします

芹が谷地域ケアプラザ 相談・苦情窓口	電話番号	045 (828) 5181
	FAX番号	045 (828) 5182
	相談員（責任者）	所長 岸田 太郎
	対応時間	月曜日～土曜日 9:00～18:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

港南区介護保険相談窓口 (高齢・障害支援課)	所在地 横浜市港南区港南4-2-10 電話番号 045(847)8495
横浜市 介護事業指導課	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045(671)2356
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険課	所在地 横浜市西区楠木町27番地1 電話番号 045(329)3447 利用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土、日、祝祭日、年末年始を除く)

○ 他市町村

	所在地 電話番号
--	-----------------

1.3 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 親善福祉協会
代表者名	理事長 水地 啓子
法人本部所在地・連絡先	横浜市泉区西が岡1丁目28番地1 電話045(813)0221
実施事業の概要	(福) 国際親善総合病院
事業所	特別養護老人ホーム恒春ノ郷、特別養護老人ホーム恒春の丘 介護老人保健施設リハパーク舞岡、しんぜん訪問センター 横浜市芹が谷地域ケアプラザ、しんぜんクリニック

※運営規程と同内容にすることが原則であること

居宅介護事業所に係る契約の締結にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い、ご本人・ご家族の同意を得て、交付しました。

令和 年 月 日

説明者 住所 横浜市港南区芹が谷 2-16-12

名称 横浜市芹が谷地域ケアプラザ居宅介護支援事業所

名前 印

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

利用者 住所

名前 印

電話

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所

名前 印（続柄）

電話

立会人（家族）

住所

名前 印（続柄）

電話

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。